

## 民間ブロック塀等の除却促進事業について

### 1 対象

#### ア ブロック塀等の形状

組積造（れんが造，石造，コンクリートブロック造その他の組積造）及び補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）で地面からの高さが1.0m以上のもの

#### イ ブロック塀等の場所

- ・ 道に面するもの
- ・ 公園，幼稚園，保育所，小・中・高等学校及び特別支援学校等に面するもの（これらの敷地内に存するブロック塀等は対象外）

※ 安全対策が必要なブロック塀等に限りです。

### 2 助成対象者

- ・ 自己の所有するブロック塀等を除却する者
- ・ 他者の所有するブロック塀等を所有者の同意を得て除却する者

### 3 助成金額

次の①～③に掲げる金額のうち，最も低い金額

- ① 除却しようとするブロック塀等の長さに8,000円/mを乗じた額
- ② 除却工事費用（ブロック塀等の基礎の除却費用を含む。）の3分の2
- ③ 15万円

### 4 申請期間

令和2年4月10日（金）～令和3年3月1日（月）

※ 申請期間内であっても，予算がなくなり次第受付を終了します。

### 5 申請方法

工事契約・工事着手の前に，必ず窓口（京安心すまいセンター）で申請を行ってください。

### <関連する助成制度について>

#### ・ 密集市街地で利用できるブロック塀等の補助制度

密集市街地等内で主に幅員4m未満の袋路に面し，倒壊のおそれがあるブロック塀等については，除却やそれに替わる塀，生垣の新設に要する費用を補助する「危険ブロック塀等改善事業」があります。

京都市都市計画局 まち再生・創造推進室 密集市街地・細街路対策担当

TEL：075-222-3503

- ・ **道路に生け垣等を植える際の補助制度**

市街化区域内の私有地において、原則、幅員 4 m以上の公衆用道路に面する場所に中・高木や生け垣等を新規に植栽する場合に、植栽費用を支援する制度があります。

なお、受付の開始は別途お知らせします。

京都市建設局 みどり政策推進室 みどり協働担当

TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 4 1 1 3